

市立小学校におけるいじめの発生について

1 概要

平成 24 年 4 月、学校で児童が同級生等から差別的な発言や、ぶったり蹴ったりなどの行為をうけているという相談が、保護者から担任にあった。

相談を受けた担任は、関係児童への聞き取り調査を進め、いじめではなく仲の良い子ども同士のトラブルとして保護者に説明をした。

その後も、保護者からの相談はあったが、関係児童を指導し、改善が図られたものと認識していた。

しかし、5 月末に、保護者の学校への訪問を受け、面談を行ったところ、その内容からいじめであると学校は認識した。

6 月上旬、児童と保護者が金沢警察署や関内の教育委員会事務局を訪れ、学校内でいじめ行為があることや学校の指導への不満・監督責任などの訴えがあった。このとき、南部学校教育事務所では学校担当指導主事が保護者から事情の聞き取りを行った。南部学校教育事務所は、事態改善のため、学校への聞き取りや保護者との連絡・調整に努めたが、当該児童は別の市立小学校に転校をした。

その後、学校では、いじめの事実把握のために、改めて関係児童などへの聞き取り等を行い、6 月 29 日に、当該児童保護者に対して謝罪を行うとともに、学校において調査・把握したいじめの事実について説明を行った。

さらに、詳細な実態把握をするため、7 月 12 日には、6 年生児童全員に対してアンケートと聞き取り調査を行い、7 月 17 日には、保護者と教育委員会事務局関係部署との面談を行った。

2 経過

- 4 月下旬 保護者からのいじめの相談を受け、学校において聞き取り調査を実施した。いじめの実態把握はできなかったが、関係児童には指導をし、言動の改善を図った。
- 5 月 31 日（木） 保護者が学校を訪れ、校長・副校長との面談をした。校長・副校長は、いじめの事実があったことを認識した。
- 6 月 1 日（金） 児童と保護者が、金沢警察署を訪れる。
校長・児童支援専任教諭・担任が警察署において保護者の要求を聞き取った。
以降、学校は児童支援専任教諭・担任によるいじめの実態把握を開始した。
- 6 月 4 日（月） 児童と保護者が、関内の教育委員会事務局に来庁し、南部学校教育事務所指導主事が聞き取りを行った。
- 6 月 6 日（水） 当該校の転出手続きを行った。
- 6 月 7 日（木） 当該児童が、別の市立小学校へ転校。
- 6 月 8 日（金） 当該児童が、別の市立小学校へ初登校。
- 6 月 29 日（金） 教育委員会事務局南部学校教育事務所において、保護者に対し、学校が謝罪及び調査結果を説明した。
- 7 月 12 日（木） 6 年生児童全員に対し、アンケートと聞き取り調査を実施した。
- 7 月 17 日（火） 教育委員会事務局関係部署が保護者との面談を実施した。

3 今後の対応

- (1) 当該児童へは、転校先の学校と教育委員会事務局とが連携を図り、校内の情報共有や組織的な対応にむけた体制づくり、担任による保護者への毎日の連絡等といった、十分な受入体制を整えるとともに、心のケアのためにスクールカウンセラー等の派遣を行います。
- (2) 児童へのアンケートや聞き取り調査結果の専門家による分析をし、本件いじめの実態や対応の問題点等について検証を行います。
- (3) 専門家による研修等を実施し、教員の児童理解への意識をさらに高め、子どもの内面にまで踏み込んだ児童理解を行えるようにします。
- (4) 本件いじめ及びその対応により傷ついた子どもへの心のケアのため、相談体制の充実を図ります。

以上により、いじめの早期発見と再発防止に全力を尽くします。